

## 八王子市浄化槽清掃作業経費の負担軽減措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市浄化槽清掃作業経費の負担軽減措置(以下「負担軽減措置」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 負担軽減措置の対象は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定により届出をし、当該届出の内容が相当であると認める旨の通知を受けている浄化槽の清掃、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは同法第18条第2項の規定による確認等を受けている建築物に設置された浄化槽の清掃作業を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる浄化槽は、負担軽減措置の対象から除外する。ただし、公共下水道への接続又は市が行う戸別浄化槽に切替できないことにつき、当該浄化槽の占有者又は管理者の責に帰することができない理由のあるものは、負担軽減措置の対象とする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示される区域のうち、平成20年8月11日以前に公示された区域にあるもので3年を経過したものと及び、平成20年8月12日以降に公示された区域にあるもので平成23年8月11日を過ぎたものと並びに平成22年8月12日以降に公示された区域にあるもので公示後1年を経過したものと。

(2) 区画整理区域にあるもののうち、公共下水道が使用開始となった日から3年を経過した区域にあるもの。ただし、平成20年8月12日以前に使用開始となった区域にあるものは、平成23年8月11日まで負担軽減措置の対象とする。

(3) 平成23年8月12日以降に戸別浄化槽整備区域にあるもの。

(市が負担する額)

第3条 市が負担する額は、浄化槽の清掃作業の際に排出される汚泥の収集及び運搬作業の経費の一部とし、一つの浄化槽に対して毎年4月1日から翌年3月31日までの間において1回の清掃作業に限り負担するものとする。

2 前項の額は、別表の方式及び規模の欄の区分に従い、負担軽減額の欄に掲げる金額とする。

(申請及び交付)

第4条 負担軽減措置の申請は、浄化槽清掃作業経費負担軽減証を市長に提出することをもってその申請とする。

2 市が負担する額は、当該清掃業者の請求に基づき業者に直接支払うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 腐敗方式浄化槽清掃作業経費負担軽減額

槽容積	負担軽減額
1.5m <sup>3</sup> 未満	10,810円
1.5	11,360
2.0	12,220
2.5	12,980
3.0	13,740
3.5	14,610
4.0	15,460
4.5	16,330
5.0	17,190
5.5	18,140
6.0	19,110
6.5	19,960
7.0	20,830
7.5	21,790
8.0	22,640
8.5	23,510
9.0	24,480
9.5	25,330
10.0	26,200
10.5	27,160
11.0	28,120
11.5	28,980
12.0	29,950
12.5	30,800
13.0	31,670
13.5	32,620
14.0	33,680
14.5	34,650
15.0	35,820
15.5	36,710
16.0	37,600
16.5	38,680
17.0	39,650
17.5	40,630
18.0	41,710
18.5	42,690

19.0	43,780
19.5	44,760
20.0	45,730
20.5	46,830
21.0	47,800
21.5	48,890
22.0	49,860
22.5	50,840
23.0	51,940
23.5	52,910
24.0	53,880
24.5	54,970
25.0	56,070
25.5	57,040
26.0	58,020
26.5	58,990
27.0	60,080
27.5	61,050
28.0	62,150
28.5	63,120
29.0	64,100
29.5	65,180
30.0	66,170
30.5	67,260
31.0	68,350
31.5	69,450
32.0	70,670
32.5	71,760
33.0	72,980
33.5	74,060
34.0	75,160
34.5	76,380
35.0	77,480
35.5	78,690
36.0	79,790
36.5	81,120
37.0	82,340
37.5	83,670
38.0	84,890
38.5	86,240

39.0	87,450
39.5	88,790
40.0	90,000
40.5	91,220
41.0	92,550
41.5	93,900
42.0	95,120
42.5	96,330
43.0	97,670
43.5	98,880
44.0	100,210
44.5	101,430
45.0	102,780
45.5	104,110
46.0	105,330
46.5	106,540
47.0	107,880
47.5	109,090
48.0	110,430
48.5	111,660
49.0	113,110
49.5	114,440
50.0	115,910
50.5	117,240
51.0	118,710

備考 1 槽容積が51.0m<sup>3</sup>を超えるものは、0.5m<sup>3</sup>を増すごとに負担軽減額1,100円を加算する。

2 槽容積が0.5m<sup>3</sup>に満たない端数をもつため槽容積の欄に該当しないときは、当該端数は切り捨てる。

2 全ばっ気方式浄化槽清掃作業経費負担軽減額

槽容積	負担軽減額
1.0m <sup>3</sup> 未満	8,440円
1.0	8,860
1.5	9,590
2.0	10,270
2.5	10,930
3.0	11,620
3.5	12,290
4.0	12,970

4.5	13,640
5.0	14,330
5.5	14,990
6.0	15,680
6.5	16,350
7.0	17,030
7.5	17,700
8.0	18,390
8.5	19,060
9.0	19,740
9.5	20,410
10.0	21,080
10.5	21,770
11.0	22,450
11.5	23,110
12.0	23,790
12.5	24,680
13.0	25,660
13.5	26,430
14.0	27,320
14.5	28,190
15.0	29,180

- 備考 1 槽容積が15.0m<sup>3</sup>を超えるものは、0.5m<sup>3</sup>を増すごとに負担軽減額1,100円を加算する。
- 2 槽容積が0.5m<sup>3</sup>に満たない端数をもつため槽容積の欄に該当しないときは、当該端数は切り捨てる。
- 3 分離ばっ気及び分離接触ばっ気並びに小型合併方式浄化槽清掃作業経費負担軽減額

槽容積	負担軽減額
1.5m <sup>3</sup> 未満	8,810
1.5	9,630
2.0	10,430
2.5	11,240
3.0	12,040
3.5	12,790
4.0	13,550
4.5	14,310
5.0	15,120
5.5	15,880
6.0	16,620

6.5	17,380
7.0	18,130
7.5	18,890
8.0	19,660
8.5	20,400
9.0	21,160
9.5	21,910
10.0	22,660
10.5	23,440
11.0	24,180
11.5	25,050
12.0	25,990
12.5	26,950
13.0	27,920
13.5	28,880
14.0	29,840
14.5	30,690
15.0	31,600
15.5	32,420
16.0	33,240
16.5	34,060
17.0	34,880
17.5	35,700
18.0	36,520
18.5	37,350

- 備考 1 槽容積が $18.5\text{m}^3$ を超えるものは、 $0.5\text{m}^3$ を増すごとに負担軽減額1,100円を加算する。
- 2 槽容積が $0.5\text{m}^3$ に満たない端数をもつため槽容積の欄に該当しないときは、当該端数は切り捨てる。